

○福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

昭和五十二年八月一日

福島県規則第四十六号

改正 昭和五三年四月一日規則第一七号

平成元年一二月二六日規則第九五号

平成三年三月三〇日規則第三七号

平成六年三月三十一日規則第五六号

平成八年三月二九日規則第三四号

平成一一年三月三〇日規則第二九号

平成一四年三月二九日規則第七一号

平成一五年三月二八日規則第五四号

平成一六年七月六日規則第六四号

平成一八年七月一八日規則第九四号

平成二〇年三月三十一日規則第六四号

令和三年三月三〇日規則第二八号

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則をここに公布する。

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則

(用語)

第一条 この規則において使用する用語は、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十二年福島県条例第三十九号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(公表)

第二条 条例第八条第二項（条例第十三条第二項、条例第十三条の三第二項及び条例第十九条第三項において準用する場合を含む。）、条例第九条第四項（条例第十三条の四第二項、条例第二十条第三項及び条例第二十九条第三項において準用する場合を含む。）、条例第二十二条第四項及び条例第二十三条第三項の規定による公表は、福島県報により行うほか、広く県民に周知できる方法により行うものとする。

(平一六規則六四・一部改正)

(意見を述べる機会の付与)

第三条 条例第八条第三項（条例第九条第五項、条例第十三条第二項、条例第十三条の三第二項及び条例第十九条第三項並びに条例第十三条の四第二項、条例第二十条第三項及び条

例第二十九条第三項において準用する条例第九条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による意見の陳述は、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出してするものとする。ただし、知事は、必要と認めるときは、口頭により意見の陳述を行わせることができる。

2 知事は、条例第八条第三項の規定により意見を述べる機会を与えようとするときは、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される公表の内容

二 公表の理由

三 意見書の提出先及び提出期限(前項ただし書の規定により口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 第一項ただし書の規定により口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合において、知事の指定する職員は、意見陳述調書を作成し、意見の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

(平一六規則六四・追加)

(身分証明書)

第四条 条例第九条第二項(条例第二十条第三項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

(平一六規則六四・旧第三条繰下)

(自主基準の届出)

第五条 条例第十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、自主基準届出書(様式第二号)により行うものとする。

2 条例第十一条第五項に規定する別に定める事業者は、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一号及び第二号に規定する中小企業者以外の事業者とする。

(平一六規則六四・旧第四条繰下)

(不当な取引行為)

第六条 条例第十三条の二第一号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者に対し商品売買契約等の締結について勧誘しようとして行う次に掲げる行為とする。

一 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、目的を偽り若しくは秘匿して、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所を訪問する行為

二 道路その他公共の場所において、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、若しくは目的を偽り若しくは秘匿して消費者に接し、消費者につきまとい、又は消費者を営業所

その他の場所へ誘引する行為

三 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、若しくは拒絶の意思表示の機会を与えることなく、目的を偽り若しくは秘匿して、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、電話その他の電気通信手段により消費者に連絡する行為

四 取引に誘引する意図を秘匿して利益のみを供与する等事実と反する内容を広告し、又は事実と反する内容を記載した文書を消費者に送付し、若しくは配布する行為

(平一六規則六四・追加)

第七条 条例第十三条の二第二号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して行う次に掲げる行為とする。

一 商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引内容に関する重要な情報で、事業者が保有し、又は保有し得るものを消費者に告げない行為

二 消費者が商品売買契約等の締結の意思を決定する上で判断に影響を及ぼす重要な事項について、事実と異なる内容又は誤信させる内容を告げる行為

三 消費者が商品売買契約書の締結の意思を決定する上で判断に影響を及ぼす重要な事項の将来における変動について、不確実であるにもかかわらず断定的判断を消費者に告げる行為

四 商品等の品質、安全性等について、実際のもの、又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると消費者に誤信させる行為

五 商品等の取引条件について、実際のもの、又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者に誤信させる行為

六 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等の職員と誤信させるような言動等を用い、又は官公署、公共的団体若しくは法人等の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いる行為

七 商品等の購入、利用又は設置が法令等により義務付けられていると消費者に誤信させる行為

八 消費者に対し、自己の氏名若しくは名称又は住所について明らかにせず、又は偽る行為

(平一六規則六四・追加)

第八条 条例第十三条の二第三号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等の締結又はその勧誘に際して契約を締結させようとして行う次に掲げる行為とする。

- 一 消費者若しくはその親族その他消費者と密接な関係にある者(以下「親族等」という。)の生命、身体、自由若しくは財産に害を加え、又は害を加えるおそれを抱かせる行為
- 二 長時間にわたり、又は反復して勧誘し、消費者が勧誘を受けている場所から退去する旨の意思を表示したにもかかわらずその場所から消費者を退去させない等消費者を困惑させる行為
- 三 消費者又はその親族等の不幸を予言する等、消費者に健康、将来その他の生活に関する不安をみだりに抱かせるおそれがある行為
- 四 消費者又はその親族等の私生活に関する事項を流布する旨を告げる等消費者におそれを抱かせる行為
- 五 消費者が事業者に対して退去すべき旨の意思を表示しているにもかかわらず、又は消費者に迷惑を覚えさせるような方法で、消費者の住居、勤務先その他の場所に居座る行為
- 六 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしない等消費者に著しく不利益を与えるおそれがある行為
- 七 消費者からの要請がないにもかかわらず、商品等の購入資金に関し金銭の借入れ、信用の供与を受けること等を執ように勧める行為
- 八 無償又は著しい廉価で商品等を提供することにより消費者に不当に心理的負担を与える行為
- 九 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により、不当に消費者の購買意欲をあおり、又は消費者を正常な判断ができない状態に陥れる行為
- 十 消費者が過去にかかわった取引に関する情報を利用して、当該取引に関し、消費者に不安を抱かせ、消費者が過去に被った不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大するのを防止できるかのように告げる行為

(平一六規則六四・追加)

第九条 条例第十三条の二第四号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 正当な理由がないにもかかわらず、当該商品売買契約等に係る事業者の損害賠償責任の全部又は一部を免除する内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為
- 二 当該商品売買契約等に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金に

関し、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為

三 法令の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為

四 法令の規定に基づく消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し又は契約の無効の主張を制限して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為

五 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入等を内容とする条項を含む商品売買契約等を締結させる行為

六 当該商品売買契約等に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を含む商品売買契約等を締結させる行為

七 消費者が受ける信用がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、当該与信契約等を締結させ、又は当該信用の供与若しくは保証の受託を伴った内容の条項を含む商品売買契約等を締結させる行為

(平一六規則六四・追加)

第十条 条例第十三条の二第五号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等の締結に関し行う次に掲げる行為とする。

一 消費者、その保証人その他当該消費者の債務を原因として法律上支払義務を負う者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又はその私生活若しくは業務の平穩を害する等の方法により、消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

二 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、借入れを受けること等により消費者等に金銭を調達させ、消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

三 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関(人の支払能力に関する情報の収集及び提供を業とする者をいう。)又は消費者等の関係人に通知し、又は当該情報をインターネットその他の情報伝達手段を用いて流布する旨を告げる等の方法により、消費者等を困惑させて消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

四 当該商品売買契約等について、その成立、存続又は内容について当事者間で争いがある

るにもかかわらず、契約の成立、存続又は内容を一方的に主張して、消費者等に債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

五 消費者等の関係人で支払義務のない者に、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の手段を用いて、債務の履行への協力を執ように求め、又は協力をさせる行為

六 自己の氏名若しくは名称又は住所について、明らかにせず、又は偽つて、消費者等に対して債務の履行を請求し、又は債務を履行させる行為

(平一六規則六四・追加)

第十一条 条例第十三条の二第六号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等に関し、法令の規定若しくは契約の条項に基づく事業者の債務又は消費者が行う契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し若しくは契約の無効の主張により生じた事業者の債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為とする。

(平一六規則六四・追加)

第十二条 条例第十三条の二第七号に該当する行為で規則で定めるものは、消費者との商品売買契約等に関し行う次に掲げる行為とする。

一 法令の規定若しくは契約の条項に基づく消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除、契約の取消し又は契約の無効の主張を妨げるおそれがある行為

二 法令上当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費することにより当該商品売買契約等の申込みの撤回又は解除を行うことができないこととなる商品について、故意に消費者に使用又は消費させる行為

三 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について事実と異なる内容の記載をさせる等により、未成年者の契約に係る取消権その他の消費者の商品売買契約等に係る権利の行使を妨げるおそれがある行為

(平一六規則六四・追加)

第十三条 条例第十三条の二第八号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 商品等を提供する事業者の行為が条例第十三条の二(第一号から第四号までに係る部分に限る。)に規定する不当な取引行為に該当することを知っていた、又は知り得べきであつたにもかかわらず、当該不当な取引行為に係る与信契約等の締結を消費者に勧誘し、又は締結させる行為

二 当該与信契約等の締結の原因となつた商品売買契約等に係る事業者に対して生じている事由をもつて消費者が法令の規定又は当該与信契約等の条項に基づき支払を拒絶

できる場合であるにもかかわらず、当該与信契約等に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

(平一六規則六四・追加)

(訴訟費用の範囲)

第十四条 条例第二十四条の規定により貸付けの対象となる消費者訴訟に要する費用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二章の規定により裁判所に納める費用
- 二 訴訟代理人に支払う手数料及び謝金
- 三 その他訴訟に要する費用で、知事が特に必要があると認めるもの

(平一六規則六四・旧第七条繰上・旧第五条繰下)

(貸付けの要件)

第十五条 条例第二十四条第二号に規定する別に定める額は、五十万円とする。

2 条例第二十四条第三号に規定する別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 県内に引続き三月以上住所を有する者が提起した消費者訴訟であること。
- 二 消費者に勝訴の見込みがあること。

(平一六規則六四・旧第八条繰上・旧第六条繰下)

(貸付けの申請)

第十六条 条例第二十四条の規定により訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟資金貸付申請書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

(平一六規則六四・旧第九条繰上・旧第七条繰下)

(貸付けの決定)

第十七条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合、訴訟資金の貸付けを行うべきものと認めるときは、貸付け及び貸付額の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付け及び貸付額の決定をし、又は貸付けを行わない旨の決定をしたときは、文書でその旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、訴訟資金借用証書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(平一六規則六四・旧第十条繰上・旧第八条繰下)

(貸付けの条件)

第十八条 条例第二十四条に規定する訴訟資金に係る貸付金(以下「貸付金」という。)は、

無利子とする。

- 2 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、知事が適当と認める連帯保証人二人をたてなければならない。

（平一六規則六四・旧第十一条繰上・旧第九条繰下）

（貸付金の即時返還）

第十九条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金を直ちに返還させることができる。

- 一 当該消費者訴訟を提起しないとき又は取下げたとき。
- 二 貸付金をその目的以外に使用したとき。
- 三 連帯保証人二人をたてることができなくなつたとき。
- 四 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

- 2 知事は、前項の規定により貸付金を返還させたときは、当該貸付金交付の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年十・九五パーセントの割合で計算した利息を徴収することができる。

（平一六規則六四・旧第十二条繰上・旧第十条繰下）

（貸付金の返還）

第二十条 借受者は、当該消費者訴訟が終了したときは、終了の日の翌日から起算して六十日以内に貸付金の全額を返還しなければならない。

- 2 知事は、借受者が正当な理由がなく返還すべき日までに貸付金を返還しないときは、当該返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年十・九五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

（平一六規則六四・旧第十三条繰上・旧第十一条繰下）

（貸付金の返還猶予）

第二十一条 知事は、当該消費者訴訟について上訴が行われたとき又は知事が特に必要があると認めるときは、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

- 2 前項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、訴訟資金返還猶予申請書（様式第五号）にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 第十条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により申請書が提出された場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」は「前項」と、「訴訟資金の貸付け」は「貸付金の返還猶予」と、「貸付け及び貸付額」は「返還を猶予する額及び期間」と、同条第二項中「貸付け及び貸付額」は「返還を猶予する額及び期間」と、「貸付けを行わ

ない旨」は「返還の猶予を行わない旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平一六規則六四・旧第十四条線上・旧第十二条線下)

(貸付金の返還免除)

第二十二條 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 一 訴訟の結果、消費者が相手方事業者から金銭等を得ることができなかつた場合
- 二 訴訟の結果、消費者が相手方事業者から得る金銭等の額が貸付金の額に満たなかつた場合
- 三 その他知事が特に必要があると認める場合

2 前項の規定による貸付金の返還の免除を受けようとする者は、訴訟資金返還免除申請書(様式第六号)にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 第十条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により申請書が提出された場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」は「前項」と、「訴訟資金の貸付け」は「貸付金の返還免除」と、「貸付け及び貸付額」は「返還を免除する額」と、同条第二項中「貸付け及び貸付額」は「返還を免除する額」と、「貸付けを行わない旨」は「返還の免除を行わない旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平一六規則六四・旧第十五条線上・旧第十三条線下)

(届出事項)

第二十三條 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書でその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 消費者訴訟を提起したとき。
- 二 消費者訴訟が終了したとき。
- 三 消費者訴訟の承継があつたとき。
- 四 借受者、訴訟代理人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。
- 五 訴訟代理人に変更があつたとき。
- 六 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。

2 借受人の相続人は、借受者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(平一六規則六四・旧第十六条線上・旧第十四条線下)

(消費者の申出)

第二十四條 条例第二十九条第一項の規定による申出は、消費者の申出書(様式第七号)に

より行わなければならない。

(平一六規則六四・旧第十七条繰上・旧第十五条繰下)

(審議会の運営)

第二十五条 条例第三十条に規定する審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 審議会の庶務は、生活環境部生活環境総室消費生活課において処理する。

(昭五三規則一七・平六規則五六・平一四規則七一・平一五規則五四・一部改正、平一六規則六四・旧第十八条繰上・一部改正・旧第十六条繰下、平一八規則九四・平二〇規則六四・一部改正)

(審議会の部会)

第二十六条 審議会は、その定めるところにより、苦情処理部会その他の部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の会長(以下「会長」という。)が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の会議の議長となる。ただし、部会の設置後最初に開催される会議及び委員の任期満了に伴い新たに組織された部会の最初に開催される会議は、会長が招集する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 8 前条第三項及び第四項の規定は、部会に準用する。

(平一六規則六四・追加・旧第十七条繰下)

(委任)

第二十七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議

会に諮つて定める。

(平一六規則六四・追加・旧第十八条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号 その1 事業者団体用(第5条関係)

自主基準届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 所在地

名 称

代表者名

電話番号

今般、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第11条第4項の規定により、次のとおり事業者が守るべき基準を自主的に設定(変更、廃止)したので、お届けします。

記

- 1 設定(変更、廃止)した基準の内容
 - 2 基準の適用を受けることとなる事業者の名称及び所在地
 - 3 設定(変更、廃止)の適用年月日
 - 4 基準を守らない事業者に対する制裁措置についての定めがある場合は、その内容
- 備考 1 基準を変更した場合の届け出にあつては、新旧対比表を添付すること。
2 不要の文字は抹消すること。

様式第2号 その2 事業者用(第5条関係)

自主基準届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 所在地

名 称

代表者名

電話番号

今般、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第11条第5項において準用する同条第4項の規定により、次のとおり事業者が守るべき基準を自主的に設定(変更、廃止)したので、お届けします。

記

1 設定(変更、廃止)した基準の内容

2 設定(変更、廃止)の適用年月日

備考 1 基準を変更した場合の届け出にあつては、新旧対比表を添付すること。

2 不要の文字は抹消すること。

様式第3号(第16条関係)

(表 面)

訴訟資金貸付申請書					年 月 日
福島県知事		申請者 住 所 氏 名 生年月日 性 別 職 業 電話番号			
次のとおり福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第24条の規定により、訴訟資金の貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。					
訴訟の目的の価額					円
訴訟に要する費用の額	円	内 訳	1 裁判所に納める費用	3 訴訟代理人謝金	円
			2 訴訟代理人手数料	4 その他()	円
貸付申請額	円	内 訳	1 裁判所に納める費用	3 訴訟代理人謝金	円
			2 訴訟代理人手数料	4 その他()	円
訴訟代理人	氏 名 生年月日		職 業 住所又は事務所等所在地 電話番号		
共同して訴訟しようとする者の人数(申請者を含む。)					人
相手方	氏 名(名称)				
	住所(所在地)				
	代表者氏名				
	氏 名(名称)				
相手方	住所(所在地)				
	代表者氏名				
提訴(予定)裁判所名 提訴(予定)年月日		裁判所 年 月 日			提 訴 提 訴 予 定
備考 1 申請者の住民票の写しを添付すること。 2 共同して訴訟を提起する者がいる場合には、その者の氏名、性別、生年月日、職業及び住所を記載した名簿を添付すること。					

(裏 面)

被害状況調書(被害の内容を詳しく記載する)

様式第4号(第17条関係)

(表 面)

訴 訟 資 金 借 用 証 書		年	月	日
福島県知事				
	借 受 者	住所		
		氏名		㊟
	連帯保証人	住所		
		氏名		㊟
	連帯保証人	住所		
		氏名		㊟
年 月 日付第 号で貸付け決定のあつた不記金額については、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例及び同施行規則の定めるところに従い借用します。				
記				
借受金額		円		

備考 借受者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

(裏 面)

注 意 事 項	
1	借受者は当該消費者訴訟が終了したときは、終了の日の翌日から起算して60日以内に貸付金の金額を返還しなければならない。
2	知事は、借受者が正当な理由がなく返還すべき日までに貸付金を返還しないときは、当該返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年10.95%の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。
3	知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金を直ちに返還させることができる。 (1) 当該消費者訴訟を提起しないとき又は取下げたとき。 (2) 貸付金をその目的以外に使用したとき。 (3) 連帯保証人2人をたてることができなくなつたとき。 (4) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
4	知事は前項の規定により貸付金を返還させたときは、当該貸付金交付の日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ年10.95%の割合で計算した利息を徴収することができる。
5	借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書でその旨を知事に届け出なければならない。 (1) 消費者訴訟を提起したとき。 (2) 消費者訴訟が終了したとき。 (3) 消費者訴訟の承継があつたとき。 (4) 借受者、訴訟代理人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。 (5) 訴訟代理人に変更があつたとき。 (6) 消費者訴訟の請求の内容を変更したとき。

様式第5号(第21条関係)

訴訟資金返還猶予申請書			
福島県知事		年 月 日	
		申請者 住所 氏名	
次のとおり、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第25条第2項の規定により、貸付金の返還の猶予を受けたいので申請します。			
借受金額	円	返還猶予申請金額	円
返還期限	年 月 日	返還猶予申請金額	年 月 日
申請の理由			

様式第6号(第22条関係)

訴訟資金返還免除申請書			
福島県知事			年 月 日
申請者 住所 氏名			
次のとおり、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第25条第2項の規定により、貸付金の返還の免除を受けたいので、申請します。			
借受金額		返還免除申請金額	円
訴訟に要した費用の額	円	内	
		訳	
		1 裁判所に納めた費用	円
		2 訴訟代理人手数料	円
		3 訴訟代理人謝金	円
		4 その他()	円
訴訟の終了により相手方から得られることとなった金銭等の額又は価額			円
上	金 額	相	手 方
記 金 銭 等 の 内 訳		氏 名(名称)	
		住 所(所在地)	
		代 表 者(氏名)	
		氏 名(名称)	
		住 所(所在地)	
		代 表 者 氏 名	
申請の理由			

様式第7号(第24条関係)

消費者の申出書

年 月 日

福島県知事

申出者 住 所
氏 名
生年月日
職 業

次のとおり、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第29条第1項の規定により、申し出ます。

記

- 1 当該違反行為の概要及び条例の該当条項
- 2 求める措置の内容
- 3 添付する資料がある場合は、当該資料の名称
- 4 その他参考になる事項

附 則（昭和五三年規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（平成元年規則第九五号）

この規則は、平成二年一月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第三七号）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成六年規則第五六号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（平成八年規則第三四号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年規則第二九号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第七一号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定（「生活環境部県民生活課」を「生活環境部県民環境室県民文化・消費生活グループ」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第五四号）抄

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六四号）

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第九四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第六四号）抄

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二八号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

（平元規則95・平16規則64・一部改正）

様式第2号 その1 事業者団体用（第5条関係）

（平3規則37・平16規則64・令3規則28・一部改正）

様式第2号 その2 事業者用（第5条関係）

（平3規則37・平16規則64・令3規則28・一部改正）

様式第3号（第16条関係）

（平3規則37・平16規則64・令3規則28・一部改正）

様式第4号（第17条関係）

（平3規則37・平16規則64・一部改正）

様式第5号（第21条関係）

（平3規則37・平16規則64・令3規則28・一部改正）

様式第6号（第22条関係）

（平3規則37・平16規則64・令3規則28・一部改正）

様式第7号（第24条関係）

（平3規則37・平11規則29・平16規則64・一部改正）